

東京家政学院大学

新型コロナウイルス感染拡大防止に留意した課外活動の実施について

【活動開始】

令和2年8月17日（月）から

※ただし、新型コロナウイルス感染拡大の状況により急遽変更することがあります。

【活動の留意事項】

- ・ 3つの密（密閉・密集・密接）を避け活動を計画、実施すること。
⇒『3つの密を避けるための手引き！』を部員参加者と共有してください。
- ・ 原則として活動中は、マスクを着用し、定期的に手洗いや消毒を実施すること。
- ・ 実習室や体育館等の使用は、事前に管理している教員に承諾を得ること。
- ・ 加盟している連盟等の活動指針がある場合は、その指針等に沿い活動を行うこと。
- ・ 体調不良や、体温が高い（37.0℃以上）者の活動は認めない。

【申請書類】 提出は、活動を開始する1週間前までに学務グループに提出すること。

①令和2年度活動計画書（指定様式）

②新型コロナウイルス感染防止対策計画書（指定様式）

※活動開始初回のみとし、抽象的な内容でなく、具体的に書くこと

③活動予定者名簿（指定様式）

上記に加え、施設使用願など必要書類を提出すること。

学内での活動：施設使用願

学外での活動：学外活動許可願

【活動にあたって】

- ・ 各クラブ・同好会は、活動を記録した活動記録を作成し保管すること（※）。また、大学事務局から活動記録の提示が求められた場合は速やかに指示に従うこと。
※活動記録への記載事項は、活動日、参加者氏名、体温、活動時間、活動場所、その他必要な事項を記載してください。
- ・ 各クラブ・同好会は、必要に応じて体温計や活動記録用のノートを準備すること。
- ・ 課外活動への参加を希望する者は、必ず保護者等の同意を得ること。
- ・ 部長はじめ部員等は、課外活動への不参加の意思を示した者に対し、不参加の意思を認め、参加の強要やその後の不利益な取扱はしないこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策と併せて熱中症予防に努めること。